要ありと認めたる時は臨時開催することを得

第八條　大會は代議員及中央委員並に本部役員を以て構成し議長は大會に於て選定す

第九條　代議員は組合員三十名に付き一名の比率により各支部より選出するものとす

第十條　大會は左の本部役員を選出す、但し任期は次期大會迄とす

中央執行委員長一名、中央執行委員若干名、中央會計二名但し中央執行委員は部門を基礎とし左の割合により支部執行機關に參與する者より選出す

電車部六名、自動車部二名、工場部一名、電車部一名、軌工部一名、車庫部一名、電氣部一名、婦人部一名

第二節　中央委員會

第十一條　中央委員會は次期大會迄の最高決議機關にして中央執行委員長臨時之を召集す

第十二條　中央委員會は中央委員並に本部役員を以て構成し議長は中央執行委員長を以て之に任ず

第十三條　中央委員は左の比率により支部より選出す

組合員百名以下一名百名を增す毎に一名を增すものとす

第十四條　中央委員會は中央執行委員會の推薦による本部書記の任命並に各專門部委員の選定をなすものとす

第十五條　中央委員會は會計庶務規定及び各專門部委員會規定の制定をなすものとす

第三節　中央執行委員會

第十六條　中央執行委員會は本組合の執行機關にして大會及中央委員會の決議並に緊急事項を執行し本部役員を以て構成す但し緊急事項の執行は次回中央委員會の承認を要す

第十七條　中央執行委員會は大會並に中央委員會に對する一切の責任を負ふものにして中央執行委員長臨時召集す

第十八條　中央執行委員會は執務の完全を期す爲め左の專門部委員會を置き部委員會の部長を互選し中央委員會の承認を得るものとす

一、教育部委員會　二、出版部委員會　三、調査部委員會　四、財政部委員會　五、政治部委員會　六、爭議部委員會　七、組織部委員會　八、救援部委員會

第三章　本部役員

第十九條　本部に左の役員を置く、中央執行委員長一名、中央執行委員若干名、中央會計二名、書記若干名

第二十條　中央執行委員長は本組合を代表し事務を統轄す

第二十一條　中央執行委員は中央執行委員長を補佐し會務を執行す

第二十二條　中央會計は會計庶務規定に基き本組合の會計事務を處理し其の責に任ず

第二十三條　書記は中央執行委員會の命に依り事務を處理す

第四章　青年部並婦人部

第二十四條　青年部並婦人部は本組合の特殊の役割をなすものにして部長は部内の一般公選により選定し中央執行委員會に參與す

第二十五條　青年部並婦人部は本組合の本旨に則り部規定を設くるものとす、但し其の實施前中央委員會の承認を要す

第五章　組　織

第一節　支　部

第二十六條　組合員百名以上を有する箇所には支部を組織することを得。但し中央委員會に於て特別の事情ありと認めたる時は此の限りにあらず

第二十七條　支部は大會、中央委員會の決議を遵守するの義務あるものとす

第二十八條　支部は會計檢査委員一名を選出し本部會計の監査に任ず

第二十九條　組合員四百五十名以上を有する支部には副支部長二名を選定することを得

第三十條　支部は本則に則り支部規約を設くるものとす、但し其の實施前中央委員會の承認を要す

第三十一條　支部は每月一回以上支部内部に於ける狀勢報告を本部になすものとす

第二節　職別部門

第三十二條　職別部門は左の七部とし本部統制の下に部門内部の事項を處理し組合内部の連絡統一を圖るものとす

一、電車部　二、自動車部　三、工場部　四、車庫部　五、軌工部　六、電力部　七、電氣部

第三十三條　部門は本則に則り部規則を設くることを得、但し其の實施以前中央委員會の承認を要す

第六章　會　計

第三十四條　本組合の會計は會計庶務規程により之を處理す

第三十五條　本組合の經費は會費を以て之に充つるものにして經常費は豫算を編成し大會の協贊を經べし、但し豫算外の臨時費は其の都度中央委員會の承認を要す

第三十六條　組合費は組合員一名に付き金十五錢とす、但し中央委員會に於て緊急必要ありと認めたるときは臨時徵收することを得

第三十七條　會費は每月末支部會計に納入するものとす、但し組合員より徵收する實數額を下る事を得ず

第三十八條　會計決算期を每年四月十月の二期とし中央委員會に報告し承認を得るものとす、但し每月の收支は翌月中に各支部に報告す

第三十九條　本組合の財産管理に關しては中央執行委員會の連帶責任とす

第七章　加入及脫退

第四十條　本則第二條に該當するものは本組合に加入する